

(意見募集用 用紙)

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等に関する点検・検証結果（案）」に対する意見

○住 所 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
○電話番号 (011)-221-4217
○氏名(団体名) 一般社団法人 北海道消費者協会
○職業 消費者団体

【1】 条例等の取扱い (P3)

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」及び「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」について、「現時点では見直しは行わない」とする結論は妥当であり賛成する。

(理由)

○道民世論は、遺伝子組換え作物及びそれを使った加工食品の安全性について大きな不安を抱いている。

道が行った「道民意識調査」によると、遺伝子組換え作物及びそれを使った加工食品の安全性について「不安に思う」と「やや不安に思う」が8割に達し、前回調査より15ポイント余増加。特に、「不安に思う」割合が5割弱を占め、前回調査より16.6ポイントも増加するなど不安は増幅している。

○遺伝子組換え産業は、多国籍企業に独占されていると言われており、遺伝子組換え栽培により、我が国の食料生産が多国籍企業に支配される懸念が強まるため。

【2】 今後の取組について (P3)

今回、遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーションの実施にあたっては「北海道農業にとっての経済的、社会的な評価など、総合的な視点で取り組む」とする文言が新たに盛り込まれたが、安全性を軽視した経済優先の視点にならないよう留意すべきである。

(理由)

○国は「輸出の拡大」や「所得の倍増」等、経済優先の農業施策を展開しようとしている。農業は持続可能な農業を基本とし、地産地消の推進や自給率の引き上げを進めるべきである。今後、国は労働力不足解消や付加価値を高めることを強調し、遺伝子組換え作物の積極的な推進を進める可能性も否定できない。道として道民の「食の安全・安心を守る」立場を堅持し、リスクコミュニケーションを実施すべきである。

【3】今後の取組について（P3）

新しい植物育種技術（NBT）について、国に対して法的な規制の検討や国民への適切な情報提供に努めること等を求めるとしているが、道としても、積極的な情報収集や情報提供等に努めることを盛り込むべきである。

（理由）

○NBTについては、法的規制等基本的に国の所管事項と承知しているが「北海道食の安全・安心条例」を持つ道として、国への働きかけと同時に、積極的な情報収集や情報提供等、道独自の取組を盛り込むべきである。

【提出先・問合せ先】

北海道農政部食の安全推進局食品政策課食品企画グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111（内線27-666）

直通電話 011-204-5427

FAX 011-232-7334